

神栖市商店会等活性化事業補助金 募集案内

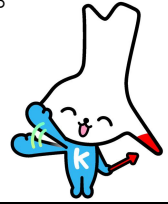
商店会などの賑わい創出を応援します！

【目的】

商店会等の活力及び賑わいを創出し、地域商業の活性化及び市民の暮らしやすさの向上に資するため、市内において商店会等活性化事業を行う団体に対し、補助金を交付します。

【補助対象者：商工業者で組織する団体】

- ・原則として10人以上
- ・団体としての定款または規約があること
- ・従来から活動実績のある団体
- ・市税に未納がないこと



【補助対象事業】

事業区分	事業例
(1) 地域商業の活力や賑わいを創出するための事業	・ 空き店舗、空き地などを活用したイベント及び事業に要する店舗改装費等 ・ 販売促進事業 ・ 宅配事業 など
(2) IT（情報技術）などを活用した事業	・ インターネットを活用した販売事業 ・ ポイントカード事業 など
(3) 広報または宣伝を行う事業	・ 商店会などのイメージアップ、集客力を高めるためのキャンペーン ・ 宣伝事業 ・ パンフレット、マップ等作成事業 など
(4) 地域商業の活性化または安心安全なまちづくりのための研究または実験事業	・ 高齢者や障がい者のための宅配事業 ・ FAX 受注システム事業 ・ タウンモビリティ事業 ・ ユニバーサルデザイン事業 など
(5) 商工振興のための講演会、各種診断、視察および調査研究を行う事業	・ 専門家や技術者を招いた講演会 ・ 各種診断 ・ 視察 ・ 調査研究 など

【補助金額】

区分	補助期間	経費の内訳	補助金額	補助率
(1)	初年度のみ1回 (イベントは年度内1回)	謝金、物品購入費、印刷製本費、通信運搬費、修繕料、広告宣伝費、手数料、委託料、機器・備品・店舗・土地等の使用料、賃貸料、工事費 そのほか市長が必要と認める経費	50万円以内	1/2以内
(2)	初年度のみ1回			
(3)	年度内1回			
(4)	初年度のみ1回			
(5)	年度内1回	謝金、物品購入費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、手数料、委託料、機器・備品・店舗・土地等の使用料、賃貸料、交通費 そのほか市長が必要と認める経費	10万円以内	

募集期間：2024年3月15日(金)まで

※詳細は、神栖市商店会等活性化事業補助金交付要項をご覧ください。市ホームページから、要項、事業計画書様式等はダウンロードできます。

○受付場所及びお問合せ先

神栖市溝口4991-5 市役所分庁舎1階

神栖市産業経済部企業港湾商工課

TEL: 0299(90)1182 FAX: 0299(90)1226

E-mail: kigyokowan@city.kamisu.ibaraki.jp